

○経営持続化応援補助金交付要綱

令和2年6月12日要綱第30号

改正 令和2年7月20日要綱第34号

令和2年12月25日要綱第46号

(通則)

第1条 経営持続化応援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中標津町補助金交付規程（平成15年規程第6号。以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染を予防する「新しい生活様式」の定着に向け、施設や設備の改修等に要する費用の一部を予算の限りにおいて補助することにより、新型コロナウイルス感染症の感染防止による事業者の経営の持続化を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、町内に事務所又は事業所（従業員等が常駐していない事業所等を除く。）を有するもの（個人事業主を含む。）をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、企業組合、その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であつて事業を営むものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業者、中小企業者等、大企業者のいずれかであること。
- (2) 町内に独立した事業所を有し、同一事業を引き続き3ヶ月以上営んでいること。
- (3) 本町の町税等に滞納がないこと。

2 次の各号のいずれかに該当する事業又は事業者は、補助対象者から除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条中に規定する事業
- (2) その他町長が適切でないと判断する事業又は事業者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次の各号に定める経費とし、補助申請1件当たりの下限額は5万円とする。

- (1) 事業の用に供する店舗や事業所等の施設の修繕、改修等（以下「修繕等」という。）に要する経費
- (2) 事業の用に供する設備の修繕、改修、更新、新規購入等に要する経費
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表による「建物、建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置」によるもののうち、

事業の用に供するもの。ただし、同表「2 事務機器及び通信機器」に該当するものは補助対象経費の2分の1以内でなければならない。

(4) 住宅兼事業所の修繕等を行う場合は、事業所に係る分のみを補助対象とし、当該補助対象分の事業費が確認できない場合は、修繕等の施工面積の按分により算出する。

(5) 事業の用に供する消耗品の購入に要する経費。ただし、マスクや消毒液等使い切り品の購入経費については、3万円以内とする。

(補助金)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。

2 補助金の額に1千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添付して申請しなければならない。

(1) 完納証明書

(2) 住民票の写し（個人事業主の場合に限る。）

(3) 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

(4) 補助対象経費の見積書（請負契約書の写し、設備・備品購入等の見積書の写し等）

(5) 工事に係る建物平面図（工事概要が把握できるもの。）

(6) その他町長が必要と認める書類

2 交付申請は、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請時期)

第8条 申請者は、前条に規定する申請書を補助対象工事等に着手する2週間前までに町長へ提出しなければならない。ただし、町長が特に認めたものについてはこの限りではない。

(報告又は調査)

第9条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又は実地を調査することができる。

(実績報告等)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書に次の書類を添付して報告しなければならない。

(1) 修繕等の前後の写真（施設外観、内部、器具及び備品等）

(2) 補助対象経費の領収書等（請負契約書の写し、設備及び備品購入の領収書の写し等）

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第11条 町長は、申請者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、返還を命ずる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) その他町長が不相当と認めた場合

(事務処理)

第12条 補助金の事務処理に関しては、この要綱に定めるもののほか、中標津町補助金交付規程（平成15年規程第6号）の定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用する。